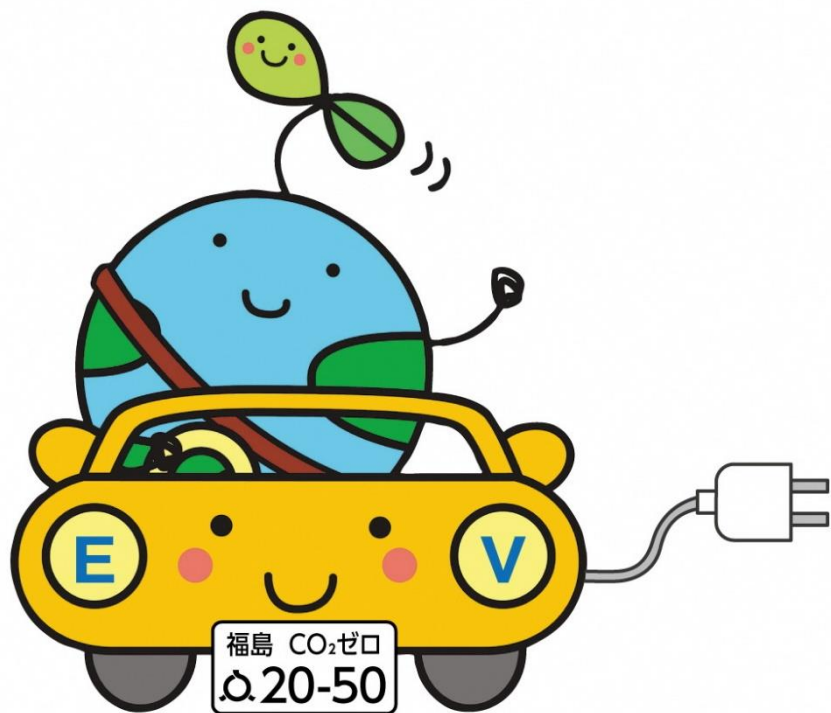


福島県先進的 EV モデル支援事業補助金  
募集案内（令和5年度）



福島県生活環境部環境共生課

令和5年6月

（令和5年7月改定）

## 目次

1	事業の目的 .....	2
2	応募期限等 .....	2
3	事業の対象者 .....	3
4	補助対象事業 .....	3
5	補助対象経費及び補助額等 .....	4
6	事業の流れ .....	9
7	応募までのステップ（計画書の提出から交付決定まで①～④） .....	10
①	計画書の提出 .....	10
②	実施計画書の審査、事業者の指定 .....	11
③	交付申請 .....	11
④	交付決定 .....	12
8	いよいよ事業実施！！（事業の着手から完了まで⑤～⑦） .....	12
⑤	事業の着手 .....	12
⑥	事業の執行状況報告 .....	12
⑦	事業の完了報告 .....	13
9	補助金の交付（⑧～⑩） .....	13
⑧	実績報告 .....	13
⑨	事業実績の確認及び額の確定 .....	13
⑩	補助金の支払い .....	13
10	事業の実施後の留意事項 .....	14
11	事業に関する問い合わせ・応募先 .....	14

福島県先進的 EV モデル支援事業補助金交付要綱及び福島県先進的 EV モデル支援事業補助金実施要領を確認してください。

## 1 事業の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門における二酸化炭素排出量削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池システム、電気自動車及び充電設備を一体的に導入し、その効果を地域及び事業者に発信する事業者への補助を行うことを目的としています。

## 2 応募期限等

### 【応募期限】

令和5年8月31日（木）17：00まで（必着）

### 【連絡先及び提出先】

福島県生活環境部環境共生課

（〒960—8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎10階）

TEL：024-521-7813

### 【提出方法】

持参又は郵送

詳しくは次頁を御覧ください。

### 3 事業の対象者

次の(1)、(2)いずれにも該当する者(法人に限る)

- (1) 県内に電気自動車等を導入する建物を所有している事業者
- (2) 県が実施する省エネ等に関する事業において、事例発表やデータ提供等に協力する事業者

#### 【解説】

- 1 事業者とは、県内に事業所を置き事業活動を行っている者(法人に限る)をいいます。
- 2 次のいずれかに該当する場合は交付対象者にはなれません。
  - (1) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする事業者
  - (2) 公序良俗に反することを事業目的とする事業者
  - (3) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断されること(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく規制の対象となる事業)を事業目的とする事業者
  - (4) 補助金を支給決定する前に倒産(破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始若しくは特別精算開始の申立をいう。)した事業者  
ただし、再生手続開始の申立(民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立をいう。)又は更正手続開始の申立(会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立をいう。)を行った事業所において事業活動を継続する見込がある事業者を除く
  - (5) 直近2期連続で債務超過となっている事業者
- 3 自己又は自社の役員等が次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者にはなれません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を営む目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 4 補助対象事業

補助対象の事業は太陽光発電設備、蓄電池システム、電気自動車及び充電設備を一体として導入する事業であって、その導入による効果等を従業員や地域へ発信する事業です。

本事業においては、導入した太陽光発電設備で発電した電力を蓄電池システム及び充電設備を通じて電気自動車へ充電することが必要です。

## 5 補助対象経費及び補助額等

補助額は補助対象設備ごとに下記の表1により算出された額の合計とし、750万円を上限とします。

補助の対象となる経費は、補助事業を実施する場合に要する経費のうち下記の表2に掲げるものとし、消費税及び地方消費税は対象外となります。

【表1：補助額】

補助対象設備	補助率等	要件
太陽光発電設備	5万円/kW	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者が所有する県内の事業所に設置するものであること。</li> <li>2 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</li> <li>3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</li> <li>4 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</li> <li>5 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（1）～（12）をすべて遵守していることを確認すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</li> <li>（2）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</li> <li>（3）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</li> <li>（4）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</li> <li>（5）20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・</li> </ol> </li> </ol>

		<p>連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した本補助金により導入した旨を記載したものを掲示すること。</p> <p>(6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(11) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>6 PPA（※）の場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）と共同で申請を行うこと。その場合、太陽光発電設備に係る補助金はPPA事業者に対して交付することとし、PPA事業者は当該補助金額相当分をサービス料金から控除すること。また、サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>7 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。その場合、太陽光発電設備に係る補助金はリース事業者に対して交付することとし、当該補助金額相当分をリース料金から控除すること。また、リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用</p>
--	--	---

		<p>するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>8 補助事業者の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>※エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。</p>
蓄電池システム	蓄電池システムの価格(円/kWh)の1/3 ※19万円/kWhの1/3を上限とする。	<p>1 本事業により太陽光発電設備を導入する事業所と同じ事業所に設置するものであること。</p> <p>2 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>4 定格容量が4,800Ah・セル以上であり、設置にかかる費用を含め19万円/kWh以下の蓄電システムであること。</p> <p>5 PPAの場合、PPA事業者と共同で申請を行うこと。その場合、蓄電池システムに係る補助金はPPA事業者に対して交付することとし、補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>6 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。その場合、蓄電池システムに係る補助金はリース事業者に対して交付することとし、補助金額相当分をリース料金から控除すること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>7 各市町村の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p>
電気自動車	蓄電容量×1/2×4万円/kWh ※経済産業省「クリーンエ	<p>1 本事業により太陽光発電設備を導入する事業所と同じ事業所に導入するものであること。</p> <p>2 太陽光発電設備又は蓄電池システムと接続される充電設備と接続して充電を行うものであること。</p> <p>3 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、</p>

	<p>エネルギー自動車導入事業費補助金」(以下、「CEV 補助金」という。)の「銘柄毎の補助金交付額」を上限とする。</p>	<p>外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)であること。</p>
<p>充電設備</p>	<p>補助対象経費の1/2 ※右記要件に定める金額を上限とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本事業により太陽光発電設備を導入する事業所と同じ事業所に導入するものであること。</li> <li>2 太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。</li> <li>3 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」(以下、「CEVインフラ補助金」という。)で交付対象となる銘柄であること。</li> <li>4 補助金額の上限は次のとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 充電設備本体：CEVインフラ補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」の補助交付上限金額</li> <li>(2) 工事費用：工事項目ごとに、CEVインフラ補助金の「事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」の補助交付上限金額</li> </ol> <p>※ 工事項目の考え方については、CEVインフラ補助金及び本補助金の申請の手引き等に準じること。</p> </li> </ol>



【表2：補助対象経費】

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 1 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） 2 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） 3 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） 4 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 1 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 2 準備、後片付け整地等に要する費用 3 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 4 技術管理に要する費用 5 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、	

			基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。

## 6 事業の流れ

〔事業実施年度〕

時期	福島県	申請者
6月15日～8月31日		← ①県へ「先進的 EV モデル支援事業補助金実施計画書」を提出（※添付書類に注意）
9月上旬	②実施計画書の審査、補助金の内示	→
9月中旬		← ③交付申請書提出
9月中旬	④補助金の交付決定	→ ⑤交付決定通知書受領 事業着手
別途指示のあった日	執行状況の確認	← ⑥県の求めに応じて事業の執行状況を報告
事業の完了後速やかに		← ⑦県に事業の完了報告書を提出（※添付書類に注意）。 原則、期限までに完了報告書が提出されない場合は補助金交付決定者の権利を失います。
事業完了の日から30日以内又は2月末日まで		← ⑧県に実績報告書を提出
完了実績報告書の提出後	事業実績の確認（書類、現地）	→ 検査対応
事業実績の確認後	⑨補助金の額の確定	→ 額の確定通知書
額の確定後速やかに		交付申請書の作成、提出
請求書受理から30日以内	⑩補助金の支払い	→ 補助金の受領

## 7 応募までのステップ（計画書の提出から交付決定まで①～④）

### ① 計画書の提出

補助金の交付を受けようとする方は、福島県先進的 EV モデル支援事業補助金実施計画書（交付要綱様式第 1 号）を県に提出しなければなりません。

県は計画書の提出があった場合には、補助事業の採択方針及び採択基準に合致するかどうか審査し、予算の範囲内で事業者を補助対象者として指定し、通知します。

**※ 計画書を提出したとしても全ての事業者が補助金の交付決定を受けられるとは限りません。**

#### ア 提出書類

福島県先進的 EV モデル支援事業補助金実施計画書（交付要綱様式第 1 号）  
添付書類

#### イ 応募期限

令和 5 年 8 月 31 日（木） 17:00 まで（必着）

#### ウ 提出部数

1 部

#### エ 提出方法

持参又は郵送

#### オ 提出先

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県庁西庁舎 10 階）

### 【添付書類一覧】

計画書には以下の書類を添え知事へ提出してください。

- (1) 直近 3 期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書等）
- (2) 定款その他の基本約款の写し  
※原本証明を付すること
- (3) 登記事項証明書（商業登記及び設備を更新する施設の不動産登記）  
※計画書提出時点で 3 ヶ月以内のものであること  
※不動産登記上の建物の所有者が、商業時に記載の法人と一致すること
- (4) 直近の法人税確定申告書の写し
- (5) 県税の納税証明書（未納がない証明書）  
※計画書提出時点で 3 ヶ月以内のものであること。
- (6) 事業者及び施設の概要資料（パンフレット等）
- (7) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（要領様式第 1）  
※事業者名、代表者名及び住所は法人登記記載のものと一致すること
- (8) 役員一覧（要領様式第 1-2）  
※法人登記記載の役員全てについて記載されていること  
※役員の氏名について、法人登記に記載のものと一致すること
- (9) 補助対象経費の算定根拠が分かる資料（見積書等）  
※宛名が申請者名であるもの  
※補助対象経費の内訳が明確であるもの
- (10) 導入する設備の概要が分かる資料（仕様書、図面、カタログ等）

- (11) 平面図及び工事内容の分かる概略図等
- (12) 太陽光発電設備に係る電力消費量等計画書（要領様式第2）  
※計算の根拠となるシミュレーション等を追加すること
- (13) 要部写真（補助対象設備を設置する場所の概要がわかる写真）
- (14) 誓約書（要領様式第3）

**【留意事項】**

- 1 前述の提出先において受付し、計画書の内容について、補助事業の採択方針及び採択基準に合致するかどうかを審査し、福島県環境共生課より審査結果を事業者へ通知します。
- 2 募集期間最終日の17時までに前述の提出先に到着しない場合、申請を受け付けることはできません。  
また、募集期間最終日の時点で、申請書等の記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合にも、申請を受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。
- 3 **補助金交付申請書（交付要綱様式第2号）提出時に総事業費が増加したとしても、計画書（交付要綱様式第1号）に記入した補助金申請額までの交付決定となりますので御注意ください。**

**② 実施計画書の審査、事業者の指定**

県において計画書の審査を行い、補助事業の採択方針及び採択基準に合致する事業者を指定し、指定の有無を事業者へ通知（内示）します。

補助事業の採択方針及び採択基準は以下のとおりです。

<p><b>補助事業の採択方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が太陽光発電設備、蓄電池システム、電気自動車及び充電設備（以下「電気自動車等」という。）の導入を行った効果を地域等へ普及する効果が高いと認められるもの。</li> </ul>
<p><b>補助事業の採択基準</b></p> <p>【補助事業の実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の予算が適切であるもの。</li> <li>・ 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であり、事業を継続して安定的に実施できる見通しがある等経営内容が堅実であるもの。</li> <li>・ 事業実施スケジュールに合理性があるもの。</li> <li>・ その他、評価すべき項目があるもの。</li> </ul> <p>【モデル性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気自動車等を一体的に導入する事業であり、導入後に効果的に運用できるもの。</li> <li>・ 先導性又は他の事業者の取組の参考となるモデル性を有しているもの。</li> <li>・ 補助事業の効果を積極的に発信できるもの。</li> <li>・ その他、評価すべき項目があるもの。</li> </ul>

**③ 交付申請**

内示のあった補助事業者は、下記により速やかに交付申請書を提出してください。

#### ア 提出書類

- (1) 福島県先進的EVモデル支援事業補助金交付申請書（交付要綱様式第2号）
- (2) 添付書類

#### イ 提出方法

郵送又は持参

#### ウ 提出先

福島県生活環境部環境共生課（〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16）

#### 【解説】

##### 1 添付書類一覧

交付申請書には以下の書類を添えて提出してください。

##### (1) 債権者登録申請書

※下記の県出納局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/saikensya.html>

##### (2) 補助金振込口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）

2 交付申請は、別に指示する期限までに提出していただく必要があります。提出期限を超える場合には、補助金の対象とならない場合があります。

#### ④ 交付決定

県は、④の交付申請に基づき、事業が採択された補助事業者に対し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付します。

### 8 いよいよ事業実施！！（事業の着手から完了まで⑤～⑦）

#### ⑤ 事業の着手

**事業の着手は、必ず交付決定後に行ってください。**

※交付決定時に既に事業に着手している場合は、補助事業の対象外となります。

事業着手を証する書面（契約書等）の写しを添付し、福島県先進的EVモデル支援事業着手届（要領様式4）を提出してください。

なお、着手届に記載する「事業着手日」には発注日又は契約日を記入することとし、着手届は着手後7日以内に県環境共生課まで提出してください。

#### ☆補助事業の計画変更

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県に報告し、その指示に従ってください。

事業の変更（中止・廃止等）に際しては、福島県先進的EVモデル支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（交付要綱様式第3号）を提出してください。

【変更承認申請が必要なものの例】

- ・ 事業期間の変更
- ・ 補助対象経費の変更（軽微なものを除く）
- ・ 更新設備の変更

#### ⑥ 事業の執行状況報告

補助事業者は、県の求めに応じて事業の進捗状況について、福島県先進的EVモデル支援事業実施状況報告書（交付要綱様式第4号）により報告してください。

## ⑦ 事業の完了報告

補助事業が完了後、速やかに、福島県先進的E Vモデル支援事業完了報告書（交付要綱様式第5号）を提出してください。

なお、完了報告書に記載する「事業完了日」は設備更新等に係る施工業者への支払完了日を記載してください。

## 9 補助金の交付（⑧～⑩）

### ⑧ 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は当該年度の2月末日までに、福島県先進的E Vモデル支援事業実績報告書（交付要綱様式第6号）により、県に報告してください。

#### ア 提出書類

- (1) 福島県先進的E Vモデル支援事業実績報告書（交付要綱様式第6号）
- (2) 添付書類

#### イ 提出方法

郵送又は持参

#### ウ 提出先

福島県生活環境部環境共生課（〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16）

#### 【解説】

##### 1 添付書類

実績報告書には以下の書類を添えて提出してください。

- (1) 契約書及び支出証拠書類等の写し（契約書、内訳書、領収書等）  
※宛名等は申請者名のものであること
- (2) 設備の保証書  
※対象設備の型番が記載されているもの
- (3) 自動車検査証又は自動車検査証記載事項の写し
- (4) 設備の状況が確認できるカラー写真
- (5) 設備の完成図等
- (6) 取得財産管理台帳兼取得財産証明書
- (7) 系統連携の申込書の写し
- (8) 余剰電力の売電をしないことの申立書

### ⑨ 事業実績の確認及び額の確定

県は、実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

### ⑩ 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、福島県先進的E Vモデル支援事業交付請求書（交付要綱様式第7号）を県に提出してください。

県は、同請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付します。

## 10 事業の実施後の留意事項

### (1) 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（交付要綱第18条）

### (2) 会計帳簿の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

（交付要綱第19条）

### (3) 事業の実施状況報告

補助金の交付を受けた補助事業者は、事業実施年度を含めた2年間、事業実施による省エネルギー効果等のデータの収集及び情報発信を行い、その内容を各年度末に報告（要領様式5）してください。

（実施要領第7条）

## 11 事業に関する問い合わせ・応募先

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7813

E-mail：ontai@pref.fukushima.lg.jp

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/>

electric-vehicle-model-r5.html